

総務委員会資料

1 議案の審査

(1) 議案第118号

川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 議案第118号

川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(追加資料)

総務企画局

令和5年10月6日

議案第118号川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（追加資料）

1 本条例の施行期日について

議案第118号川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（以下「本条例」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（以下「同法」という。）に伴い、本市の給与条例などを改正するものですが、同法の施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされ、議案の検討、作成時において確定していなかったため、本条例が同法に先行することがないように、本条例の施行期日を「改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する」としていました。

その後、同法が令和5年9月1日に施行されたため、この議案による施行期日は、本条例の公布の日となります。

2 議案提出までの時系列

令和5年4月28日	同法の公布
	※施行期日は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
令和5年8月17日午前	令和5年第4回定例会提出議案の校了
同日午後	国から、同法の施行期日を「令和5年9月1日」とする政令が公布された旨通知
令和5年8月30日	総務委員会へ議案提案説明
令和5年9月1日	同法施行
令和5年9月4日	令和5年第4回定例会開会

3 その他

本市では新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく派遣を受けておらず、現時点においても、新たな感染症の発生により派遣を要請する状況にはなっておらず、手当の支給対象者はいないため、手当の支給に係る影響はないと考えています。